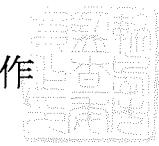


輪島市監査公表第 8 号

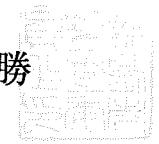
輪島市長より、平成 24 年 2 月 3 日付け発輪監査第 247 号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 24 年 2 月 24 日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝



写



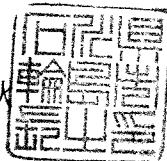
発農第996号

平成23年2月21日

輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

監査対象機関

農林水産課

監査執行年月日

平成24年1月19日

監査の結果	措置の内容	措置状況
① 収入未済額について 国営農地開発事業費分担金及び高齢者等肉用牛飼育貸付金元利収入金の滞納が毎年の課題となり、なかなか滞納額減少に繋がっていない。債務者一件あたりの滞納額の多さ、また、相続関係の事情等から、致し方ない部分もあると思うが、今年度導入された滞納整理システム等を活用し、債務者と納入計画を隨時練り直し地道な回収に努められたい。	債務者も高齢化し収入が年金のみの方々も多く、納入相談を行いながら可能な範囲で回収を行っている。今後は、相続権者等に対しても協力のお願いや、滞納整理システムも活用し他課とも連携を行い回収を進めていく。	措置方針等